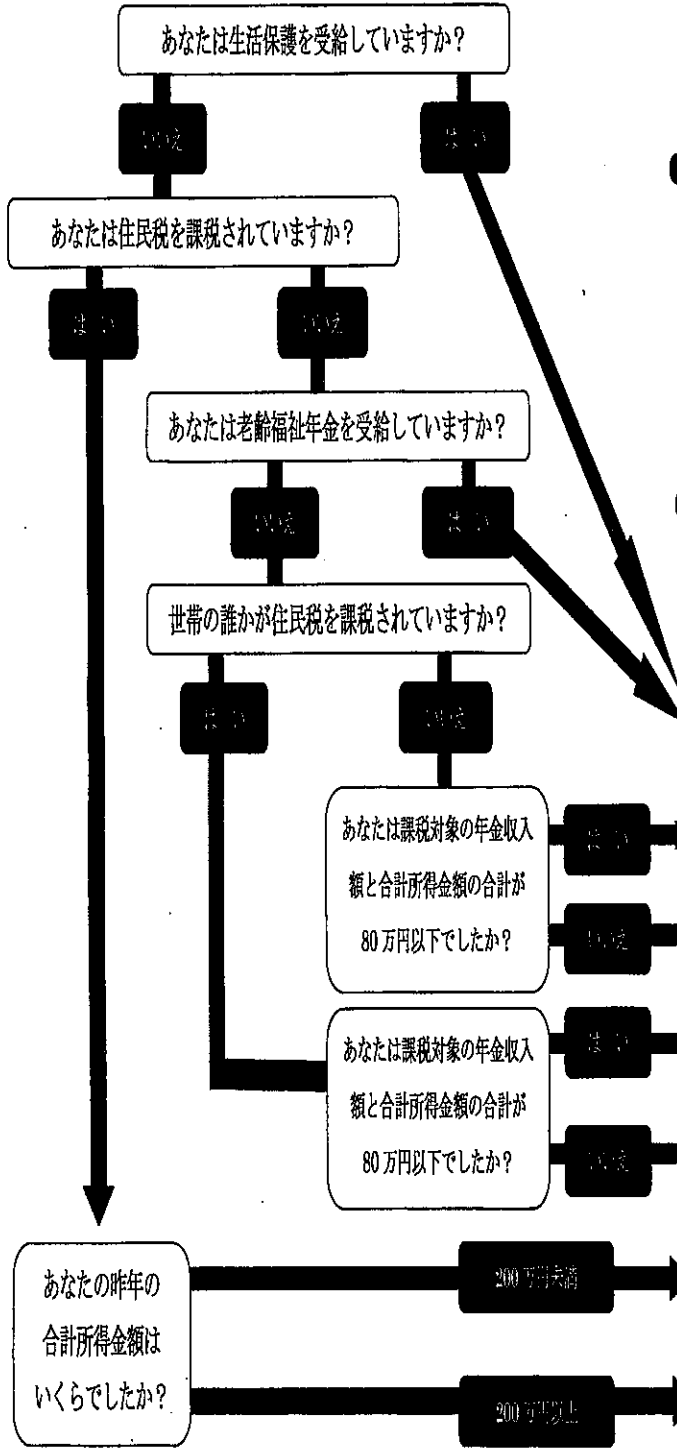


平成22年度 介護保険料の納付について

●あなたの介護保険料は



●保険料を納める方は

一宮町に住民票のある65歳以上の方（住所地特例の方を含む）に納めていただきます。また年度の途中での転入や65歳到達の方は、月割（当該事由の前日の属する月の分）からで保険料を納めていただきます。

●介護保険料の算定方法

基準額（44,400円）は、一宮町の介護サービス給付に必要な費用から算定したものです。一人ひとりの年間介護保険料は、収入や所得、世帯状況によって決められた割合を基準額に乗じたものです。

ただし、平成21年度・平成22年度は、介護保険料の一部を国が負担します。そのため、平成21年度は43,200円、平成22年度は43,800円の基準額になります。

●平成22年度介護保険料

所得段階	対象になる方	基準額	調整率	所得段階別の保険料
第1段階	●生活保護受給者の方 ●老齢福祉年金受給者で、世帯全員が町民税非課税の方	43,800円 (年額)	×0.5	21,900円/年
第2段階	世帯全員が町民税非課税の方で、前年の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下の方		×0.5	21,900円/年
第3段階	世帯全員が町民税非課税の方で、第2段階に該当しない方		×0.75	32,850円/年
第4段階	世帯の誰かに町民税が課税されているが、本人は町民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方		×0.9	39,420円/年
第5段階	世帯の誰かに町民税が課税されているが、本人は町民税非課税で、第4段階に該当しない		×1.0	43,800円/年
第6段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が200万円未満の方		×1.25	54,750円/年
第7段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上の方		×1.5	65,700円/年

※「合計所得金額」とは収入から必要経費に相当する金額（収入の種類により計算方法が異なります。）を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除（所得から差し引かれる金額）をする前の金額です。

※老齢福祉年金は、明治44年4月1日以前に生まれた方が対象です。